

太田市土砂等による埋立て等の 規制に関する条例 が改正されました

盛土規制法の適用に伴い、令和7年5月26日に太田市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（太田市土砂条例）が改正されました。これまでの許可申請を撤廃し、**届出制度**に改正となり、**申請手数料が不要**となります。

事前に宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）での許可が必要となります。※例外あり
詳細は下記まで。

～問い合わせ・窓口～

群馬県建築課

太田市建築指導課



条例に基づく土砂等による埋立て等をする場合

面積

1,000 m²未満
(規制対象外)

1,000 m²以上～3,000 m²未満
(小規模埋立等事業)

3,000 m²以上
(埋立等事業)

届出

不要

必要※例外あり

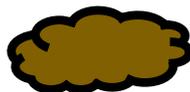
必要

太田市土砂条例
の範囲

群馬県土砂条例
の範囲

※例外的に届出が不要なもの

- ◎宅地造成等の埋立て等であって、事業区域内から採取された土砂等によるもの
- ◎都市計画法第29条の許可を受けた開発区域内で行うもの
- ◎国、地方公共団体などが行うもの
- ◎災害復旧時の応急措置及び通常管理行為として行うもの など



手続きについて

届出申請

届出書に必要事項を記入し、関係書類を添付して環境対策課に提出してください。

主な添付書類

- 位置図・見取図
- 住民票の写し
- 法人の登記事項証明書
- 予定容量計画書
- 埋立等区域の現況平面図・現況断面図・面積計算書・計画平面図・計画断面図及び面積計算書

事業開始

事業開始後は、以下の手続き等が必要となります。

○土砂等の搬入の事前届出(土砂等排出元証明書を添付)

①搬出場所ごとに、②同一の排出場所から搬入する量が 5,000m³ を超えるごとに、搬入しようとする 10 日前までに届出が必要。

○土壌検査・水質検査の実施

6 か月ごと、または土砂等搬入量が 5,000m³ を超えるごとに検査し、1 か月以内に報告。

○その他の変更は、10 日前までに届出が必要

事業完了

完了・廃止した場合は 10 日以内に届け出が必要となります。

事業の停止を命ずることがあります

以下の行為があった場合は、小規模埋立等事業の停止を命ずる場合があります。

- 事前届出をしていない場合
- 土壌検査を実施せず、若しくはその結果を報告しない場合
- 書類の備置きをせず、又は閲覧させなかった場合
- 規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
- 規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合 など

刑罰が科されることがあります

以下の行為があった場合は、刑罰が科される場合があります。

- 搬入禁止命令違反、改善命令違反、事業停止命令違反
1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金
- 搬入事前届出義務違反、変更届出義務違反など
50 万円以下の罰金
- 小規模埋立等事業完了等届出義務違反、書類等保存義務違反
30 万円以下の罰金

～ 問い合わせ・届出窓口 ～

太田市役所 産業環境部 環境対策課

〒373-8718 太田市浜町 2 番 35 号